

自転車等駐車場の台数算定表

1 施設の用途別床面積

	小売店舗 及び飲食店	事務所 及び銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を 除く。)	ぱちんこ屋	備 考
対象床面積	① m ²	② m ²	③ m ²	④ m ²	規則第2条に規定する部分 の合計面積
対象外床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	上記以外の面積
合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	

2 設置義務台数算定

用途別の 設置台数	(1)	小売店舗及び飲食店 (駐車場整備地区内)	① m ²	÷ 210m ² /台 =	(a) 台		
		小売店舗及び飲食店 (上記以外の指定区域)	① m ²	÷ 160m ² /台 =	(b) 台		
		事務所及び銀行等 (駐車場整備地区内)	② m ²	÷ 250m ² /台 =	(c) 台		
		事務所及び銀行等 (上記以外の指定区域)	② m ²	÷ 190m ² /台 =	(d) 台		
		遊技場等(ぱちんこ屋を除く。) (全指定区域)	③ m ²	÷ 170m ² /台 =	(e) 台		
		ぱちんこ屋 (全指定区域)	④ m ²	÷ 60m ² /台 =	(f) 台		
(上記の計算は小数点以下第3位を四捨五入)							
設置台数	(2)	$\boxed{(a) \text{ 又は } (b)} \text{ 台} + \boxed{(c) \text{ 又は } (d)} \text{ 台} + \boxed{(e)} \text{ 台} + \boxed{(f)} \text{ 台} = \boxed{(g)} \text{ 台}$					
		$\text{-----} \text{1台未満の端数切上げ} \text{-----} \boxed{(G)} \text{ 台} \geq 20 \text{台}$					
特例 設置台数 承認後の	(3)	条例第10条(台数緩和)の適用を受けた場合 $\boxed{(G)} \text{ 台} \times (100 - \quad) \% = \boxed{(h)} \text{ 台}$					
		$\text{-----} \text{1台未満の端数切上げ} \text{-----} \boxed{(H)} \text{ 台} \geq 20 \text{台}$ ※20台未満となる場合は20台					
設置義務台数	(4)	自転車	$\boxed{(G) \text{ 又は } (H)} \text{ 台}$	$\times 9/10 =$	$\boxed{(i)} \text{ 台}$	1台未満の 端数切上げ	$\boxed{(I)} \text{ 台}$
		原動機付 自転車	$\boxed{(G) \text{ 又は } (H)} \text{ 台}$	$-$	$\boxed{(I)} \text{ 台}$	$=$	$\boxed{(J)} \text{ 台}$

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。